

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

## 組合員資格調査にご協力ください

7月1日付け文書「組合員資格調査の実施について(お願い)」でお知らせしておりますとおり、本組合では6月15日現在ご加入の全ての組合員を対象に、資格調査を実施しております。

また、「資格確認調査票」及び提出書類を提出されていない方は **早急に** 返信用封筒にてご提出ください。ご理解とご協力を何卒お願い申し上げます。

止むを得ない理由で提出が遅れる場合は、組合までご連絡ください。

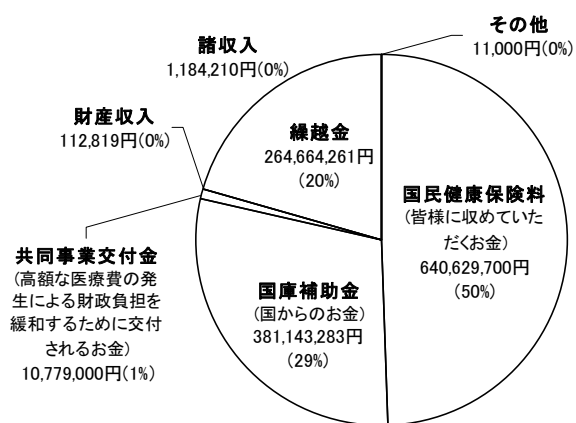
自宅住所を  
変更された場合

**自宅住所を変更された先生は、県歯会への届出が必要です。**  
詳しくは県歯会(TEL 096-343-8020)までお問合せください。

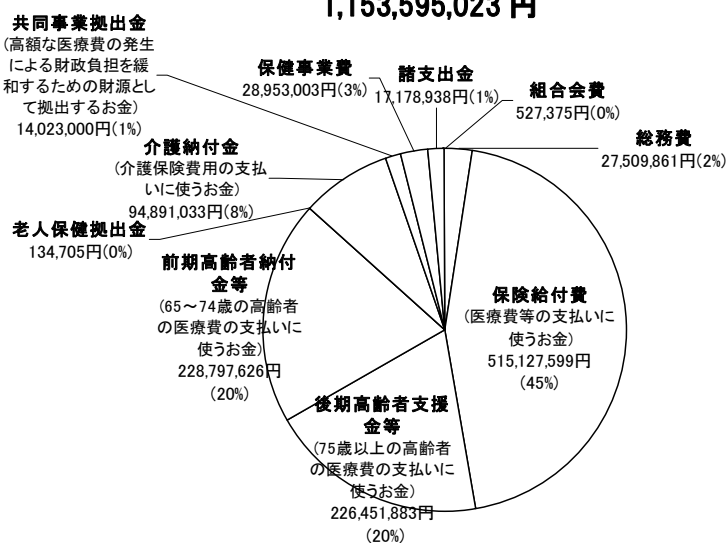
## 国保組合の財政状況

国民健康保険事業は組合員の皆様の保険料と、国や県などからの補助金・交付金で運営しています。下記は平成24年度の内訳です。保険料は、全て医療費に充てられる大切な財源です。

**歳入**  
1,298,524,273 円



**歳出**  
1,153,595,023 円



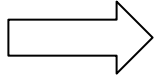
## 単年度収支は億単位の赤字！

収支のバランスが取れている状態にも見えますが、これは繰越金約2億6千万円があるため、単年度では**約1億2千万円の赤字**であり、平成22年度から単年度赤字が続いています。

## 平成 25 年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

健診料金 1) 定期健診 9,500円 2) 特定健診 7,500円

甲種組合員  
(先生)



自己負担はございません。※申請不要

乙種組合員  
(従業員)



専用用紙にてご申請ください。  
(補助金額1人6,000円)



甲種配偶者



健診料の一部を負担します。※申請不要  
(負担金額5,000円)



専用用紙にてご申請ください。  
(補助金額5,000円)



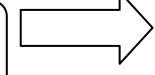
甲・乙種家族



健診料の一部を負担します。※申請不要  
(負担金額5,000円)

※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

後期高齢組合員  
(75歳以上の先生)



自己負担はございません。※申請不要

定期健診を受診で

追加項目受診  
被保険者全員



領収書(写)を添付の上専用用紙にて申請  
ください。(全項目半額補助)  
※甲種組合員はペプシノゲンに限り申請必要  
その他3項目の自己負担はございません。



健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため組合で5,000円を負担します。(申請不要)  
後日県歯会より届く健診料の請求額は負担分5,000円を差し引いた金額になります。

補助申請は年度内をお願いします (H26.3.31まで)

## 健康保険適用除外申請は忘れずに！

### 注意！！

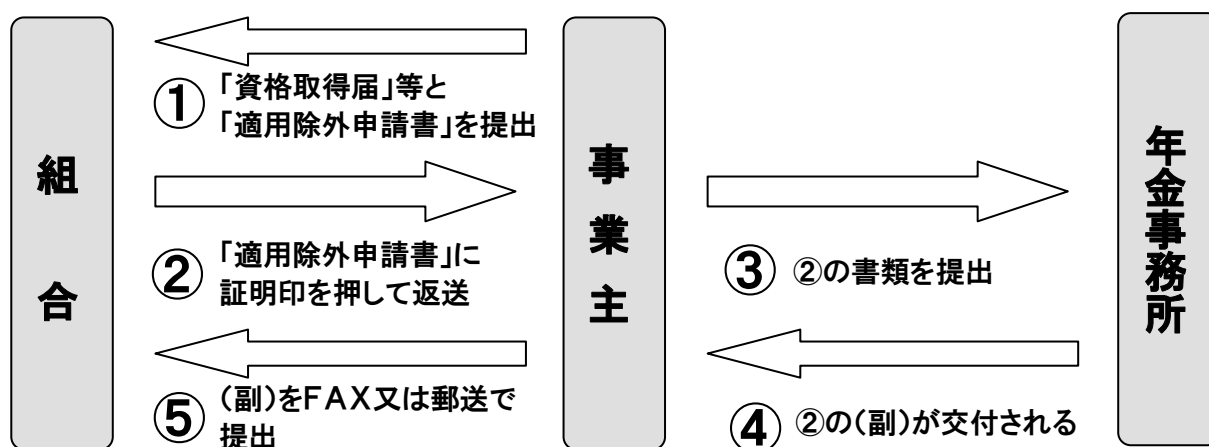
事実の発生した日から、**5日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、5日以内に届け出が出来なかった場合は、「5日以内に届出ができなかったその理由を記載した理由書」の添付が必要です。

### 法人事業所・常勤従業員が5人以上の個人事業所

**「法人事業所」**並びに**「常勤従業員が5人以上の個人事業所」**は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入する（資格継続）ことができます。

### 申請の流れ



### パートさんの取扱い

従業員の人数としてパート、アルバイトさんは人数に含める必要はありません。しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数  
1ヶ月の労働日数が常勤の4分の3以上  
労働時間  
1日の労働時間が常勤の4分の3以上

#### ◎パート証明

パート、アルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。様式は組合にございますのでご連絡下さい。

**パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。**

### 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず組合へご連絡下さい。

## 療養費の支給

次のような場合は、全額自己負担となりますが、申請により後からその一部が支給されます。

こんなとき		支給金額	条件
自費診療 ※1	やむをえない理由で 保険証を持たずに治 療を受けたとき	かかった費用額の内 容について審査を行 います。審査後、認めら れれば保険給付分を 後日支給します。	実際にやむをえない 事情があったか否かを 判断したうえで支給決 定します。
治療用装具	医師が治療上必要と 認めたコルセットやギ ブスなどの補装具代		原則として製作者が 患者の体に合わせて 作った装具。補聴器、 松葉杖は不可。日常 生活品と考えられるも のも不可。
移送費	重病で歩行困難にな った患者が緊急を要す る入院や転院をする ときに使用した輸送機 関に払った移送費		医師の指示があった 場合のみ。事前に(や むをえない場合は事 後でも可)承認を受け てください。

※1 海外における医療費(治療目的の渡航は除く)の払い戻しができます。

◎申請方法：お申し出により組合から申請用紙をお送りいたします。

## 資格取得手続きには住民票の提出を

資格取得手続きについて、組合員の被保険者資格の厳格な適用を実施するため、**組合員の資格取得に際しても住民票の添付を義務付け、規約第4条に定められた地区内に住所を有する者であることの確認**をさせていただきます。

つきましては、**資格取得の手続きをされる場合は、必ず住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)の提出**をお願いいたします。(住民票の添付がない場合は、被保険者証を発行できません。)

### ◎資格取得の際に必要な書類

- 甲種組合員… 資格取得届、誓約書、**住民票**
- 乙種組合員… 資格取得届、誓約書、**住民票**
- 家 族… 資格取得届、世帯全員が記載された住民票